

4 土砂災害警戒避難マニュアル

土砂災害警戒避難マニュアル

こころ石内北自治会自主防災会
【石内北小学校区】

令和 3 年 4 月

土砂災害警戒避難マニュアル

1 趣旨

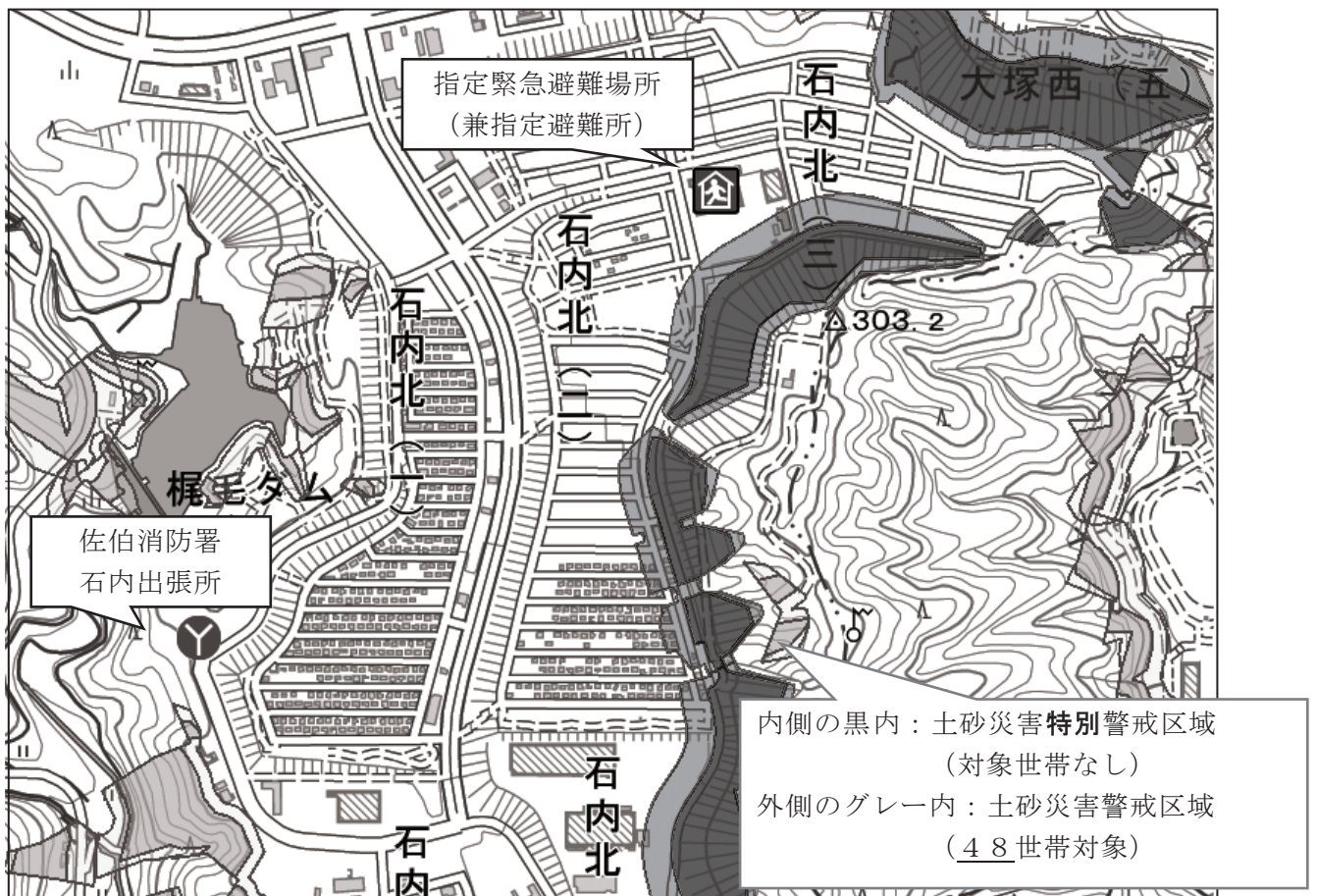
このマニュアルは、石内北小学校区（以下「当地区」という。）において土砂災害が発生するおそれがある場合の当地区の体制等について定め、危険な区域に滞在する住民等の早期避難を促すものです。

2 当地区の状況

土砂災害警戒区域等の状況や、危険区域内の世帯数等は以下のとおりです。

(1) 土砂災害警戒区域等 ※広島県 HP「土砂災害ポータルひろしま」より引用

当地区には、がけ崩れの危険性がある区域があります。



(2) 危険区域内の世帯・人数（令和3年4月現在） ※自治会世帯台帳より

ア J1街区：8世帯 約26人

イ J2街区：11世帯 約36人

ウ J3街区：29世帯 約96人

※人数は石内北地区平均世帯人員（3.31人/世帯）より算出した概算人口

(3) 当地区の指定緊急避難場所（兼指定避難所）

石内北小学校 体育館

3 警戒区域内及びその周辺に居住する住民の行動

(1) 危険な地域の把握

土砂災害ハザードマップや、インターネット等で危険な区域を確認しましょう。

(2) 避難先の検討

避難とは、ハザードマップ上の色が付いているエリアから、色の付いていないエリアへ移動することを意味します。市が指定する避難場所は「石内北小学校体育館」ですが、安全な場所にある親戚や知人宅への避難（自主避難）も検討しましょう。

(3) 情報入手方法の確認

降雨時における気象情報（注意報・警報）や、広島市からの避難情報【警戒レベル】を入手する方法について事前に確認するとともに、確実に入手できる手段を整えましょう。

（例：テレビ、防災アプリ、広島市防災情報メール、自治会メール など）

(4) 避難行動について

(3)で得た情報に基づき、高齢者や小さな子どもがいる家庭など、避難に時間がかかる方は【警戒レベル3】で、その他の方は【警戒レベル4】で避難しましょう。個々の事情により避難が遅れた、もしくは屋外への避難が難しいと判断した場合は、上階の山と反対側の部屋で過ごすなど、命を守る行動を取りましょう。

(4) 前兆現象による避難

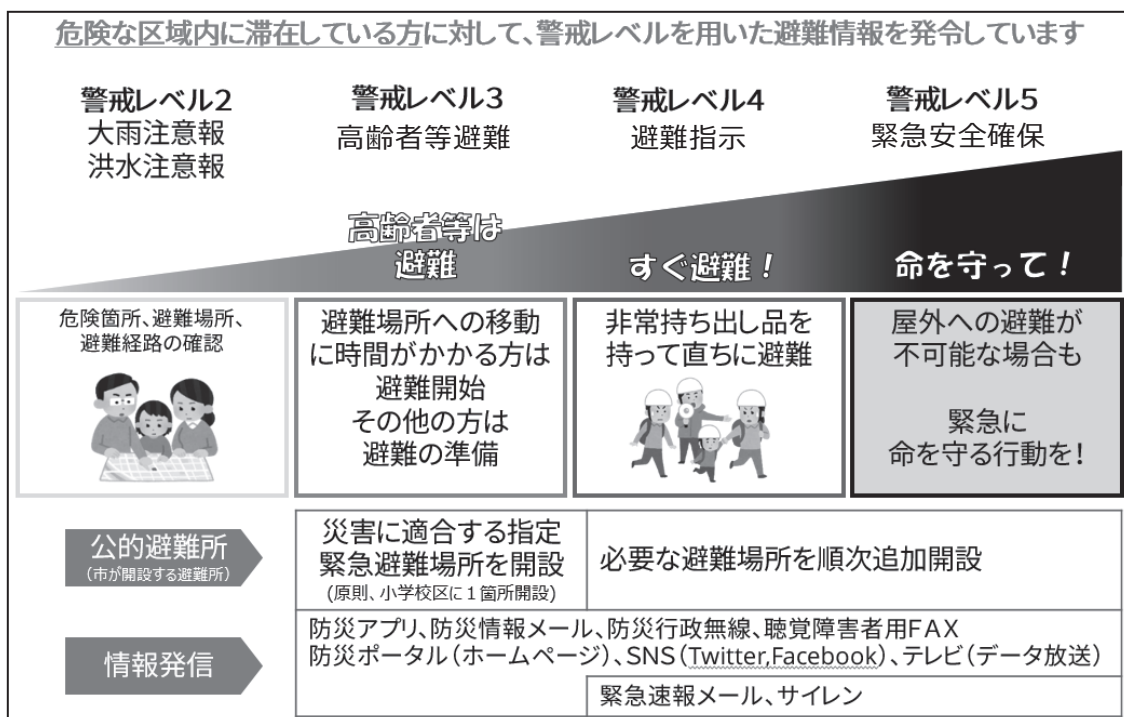
がけ崩れの前兆現象※を確認した場合は、避難情報等を待つことなく避難し、身の安全を確保した上で佐伯区役所又は佐伯消防署へ連絡しましょう。

※ がけにひび割れができる、小石がパラパラと落ちてくる、がけから水が出る など

(5) 指定緊急避難場所以外への避難

親戚や知人の家などの安全な場所に避難する際は、街区長又は班長へ「避難先」を伝えましょう。自主防災会が避難状況を把握し、佐伯区役所へ連絡します。

【参考】災害に関する情報の入手・行動 ※広島市より提供



4 当地区の自主防災組織の行動

自主防災組織とは、「住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織」です。

当地区の自主防災組織は、自治会の防災に関する業務として、自治会会長、副会長、総務部を中心とした自治会役員全員が主体となって活動するほか、当地区内全ての住民により組織されています。

(1) 居住者情報の把握

危険区域内の住民情報を把握し、災害が発生した際に支援・協力できる体制を整えます。

(2) 避難行動要支援者の把握・避難支援に関する個別計画の作成

警戒区域内に居住する住民のうち、自力での避難が難しい方を把握するとともに、個別の避難計画の作成に努めます。

(3) 研修会・訓練の実施

定期的に警戒区域内の住民や自治会役員等を対象とした防災研修会を実施するとともに、当地区内の全住民を対象とした防災訓練を実施し、地域の防災力向上を図ります。

(4) 防災情報の共有

自治会メールにより適宜防災情報を発信します。

(5) 避難支援・災害情報の収集

避難行動要支援者の避難を支援するとともに、避難者数や災害発生情報等を把握し、佐伯区災害対策本部へ報告します。

【自主防災会の災害時の活動フロー】

原則、大雨警報発表後に活動を開始する。

大雨警報発表時 ※警戒レベル2相当	
	自治会メールで注意喚起を行う。
当地区に「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された時	
	自治会メールで早期避難を促すとともに、避難行動要支援者の支援を開始する。 指定緊急避難場所「石内北小学校体育館」を開錠する。
当地区に「【警戒レベル4】避難指示」が発令された時	
	自治会メールで緊急的に避難を促すとともに、個々状況に応じて、屋外の移動が危険と判断した場合は垂直避難（上階への緊急避難）を選択するよう促す。
当地区に「【警戒レベル5】緊急安全確保」が発令された時	
	自治会メールにより、垂直避難（上階への緊急避難）を促す。

※ 指定緊急避難場所の開設後は、定期的に避難者数、被害状況を把握する。

※ 警戒レベルは、気象状況により必ずしも段階的に発令されるものではないことに留意し、柔軟に対応する。



【避難経路案】

災害時は落ち着いて避難してください。

※屋外への避難がためられる場合は、無理をせず家屋の2階の山と反対側の部屋へ避難してください。



← 避難経路案

※広島県 HP「土砂災害ポータルひろしま」より引用